

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2497, 2474, 2498)

平成22年度 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成23年9月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成22年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成22年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約200万件、輸入重量で約3,180万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成22年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成22年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っていたところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況及び輸出国における協議等について詳細を取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



1. 平成22年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成22年度計画：160食品群、85,018件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成22年4月1日現在：全輸出国対象の16品目及び33カ国・1地域対象の125品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

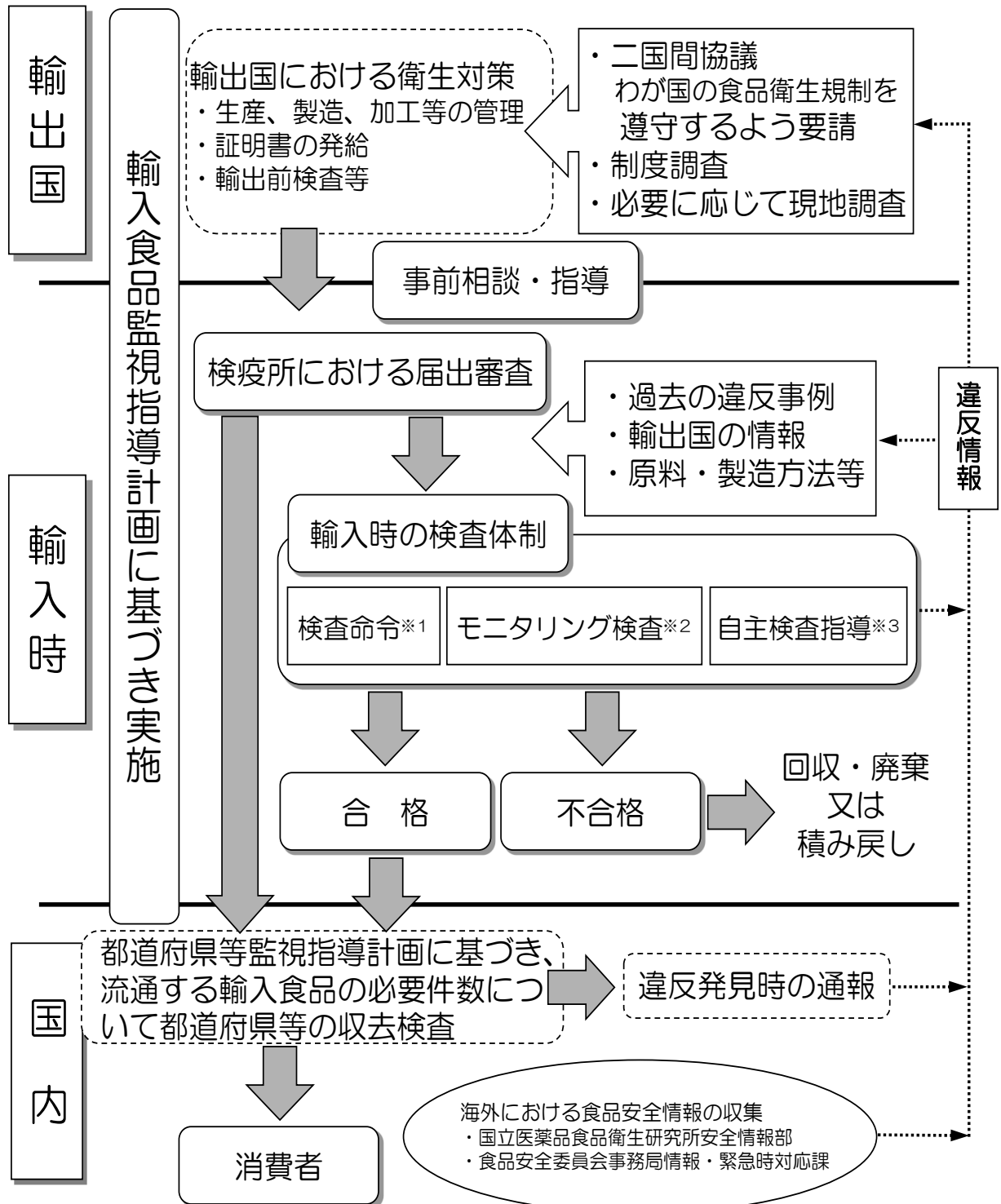
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

輸入食品の監視体制等の概要



※1：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※2：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

2. 平成22年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、食品安全基本法第4条による、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を講じた。

(1) 法第27条に基づく輸入届出時における審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性の審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成22年度の届出・検査・違反状況（表1）をみると、輸入届出件数は2,001,020件であり、輸入届出重量は31,801,900トンであった。これに対し、247,047件（12.3%）について検査を実施し、このうち1,376件（延べ1,434件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.1%に相当する。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第28条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成22年度は延べ85,018件の検査を計画した。

ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を368名から383名に増員するとともに、残留農薬等に係る検査機器を増設した。また、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目を、残留農薬は520項目から530項目に、残留動物用医薬品は150項目から152項目に拡大して実施した。



保税倉庫での検体採取

さらに、各検疫所におけるモニタリング検査の実施状況の確認を行い、輸入実態に即した検査が実施可能となるよう年度途中における計画の見直しを行った。

平成22年度のモニタリング検査実施状況（表2）をみると、延べ85,018件の計画に対し、延べ88,788件（実数48,338件）（延べ件数に対する実施率：104%）を実施し、このうち182件（延べ182件）を法違反として、回収等の措置を講じた。

モニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、同一食品の検査を強化し（表3）、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の可能性が高いと見込まれる食品につ

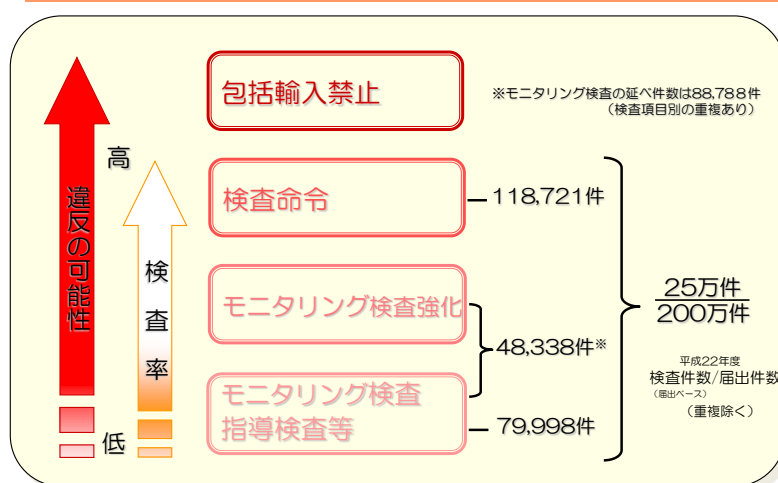
いては、輸入の都度検査を実施する検査命令（表 4）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表 5）の対象として検査強化を図った。

(3) 法第 26 条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 23 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 16 品目及び 34 カ国・1 地域対象の 131 品目を検査命令の対象としており、平成 22 年度の検査命令の実績（表 6）をみると、118,721 件（延べ 232,748 件）を実施し、このうち 380 件（延べ 384 件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況（※違反件数については延べ数）

違反件数 1,434 件について、事例を条文別（表 7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 771 件（53.8%：違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 407 件（28.4%）、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 124 件（8.6%）、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 113 件（7.9%）、おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反の 18 件（1.3%）と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例（表 8-①）が 289 件（20.2%：違反件数（1,434 件）に対する割合）が最も多く、次いで残留農薬に係る違反事例（表 8-②）が 272 件（19.0%）、腐敗、変敗、カビの発生に係る違反事例（表 8-③）221 件（15.4%）、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例（表 8-④）199 件（13.9%）、有害、有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-⑤）186 件（13.0%）、器具、容器包装規格に係る違反事例（表 8-⑥）124 件（8.6%）、残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑦）76 件（5.3%）、おもちゃ規格に係る違反事例（表 8-⑧）18 件（1.3%）の順となっている。

微生物規格に係る違反事例（表 8-①）を国別にみると、中国が 96 件（33.2%：微生物規格に係る違反件数（289 件）に対する割合）、次いでタイ 56 件（19.4%）、ベトナム 24 件（8.3%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格（細菌数、大腸菌群、E. coli（大腸菌））が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例（表 8-②）を国別にみると、中国が 58 件（21.3%：残留農薬に係る違反件数（272 件）に対する割合）、次いでベトナム 52 件（19.1%）、ガーナ 24 件（8.8%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、アスパラガスのアメトリン、ベトナムでは、えびのトリフルラリン、ガーナでは、カカオ豆のフェンバレレートなどが上位を占めている。

腐敗、変敗、カビの発生に係る違反事例（表 8-③）を国別にみると、米国が 36 件（16.3%：腐敗、変敗、カビの発生に係る違反件数（221 件）に対する割合）、次いでタイ 30 件（13.6%）、カナダ 22 件（10.0%）、ガーナ 18 件（8.1%）と続いている。これらの品目別の主な違反事例をみると、米国では大豆、タイでは米、カナダでは菜種、ガーナではカカオ豆などが上位を占めている。

添加物に係る違反事例（表 8-④）を国別にみると、中国が 33 件（16.6%：添加物に係る違反件数（199 件）に対する割合）、次いでブラジル 23 件（11.6%）、米国 19 件（9.5%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、冷凍食品での指定外添加物の使用、ブラジル、米国ではスナック菓子類への指定外添加物の使用などが上位を占めている。

有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-⑤）を国別にみると、米国が 76 件（40.9%：有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反件数（186 件）に対する割合）、次いでイタリア 25 件（13.4%）、中国 18 件（9.7%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、イタリアでは非加熱食肉製品のリステリア菌、中国では、落花生のアフラトキシンの付着などが上位を占めている。

器具、容器包装に係る違反事例（表 8-⑥）を国別にみると、中国が 73 件（58.9%：器具、容器包装に係る違反件数（124 件）に対する割合）、次いで台湾 9 件（7.3%）、韓国 6 件（4.8%）と続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、合成樹脂製が 68 件と最も多くなっている。

残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑦）を国別にみると、中国が 33 件（43.4%：残留動物用医薬品に係る違反件数（76 件）に対する割合）、次いでベトナム 32 件（42.1%）、台湾 4 件（5.3%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、豚肉製品のクレンプテロール、ベトナムでは、えびのクロラムフェニコール、台湾では、うなぎのフラルタドン（AMOZ として）などが上位を占めている。

おもちゃに係る違反事例（表 8-⑧）を国別にみると、中国が 15 件（83.3%：おもちゃに係る違反件数（18 件）に対する割合）で、その他 3 カ国が各 1 件（各 5.6%）ずつと続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、組み合わせ材質が 11 件と最も多くなっている。

（5）海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 22 年度において

は、中国において、八角に食中毒を引き起こすおそれの高いシキミを混入させ、八角と称し販売している情報、イギリスにおいてビールにガラス片の混入のおそれのある製品の回収、ドイツにおいて飼料原料にダイオキシンが混入し、当該飼料が給与され、汚染の疑いがある鶏卵等の回収措置が行われているなどの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査（表 9）を行い、輸入実績が確認された場合には、回収等の措置を指示した。

また、平成 20 年 1 月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、平成 22 年度中に計 7,419 検体を実施した結果、違反事例は認められなかった。

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成 22 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査等を行った（表 10）。

タイ産冷凍カットマンゴー、フリーズドライマンゴーについて、平成 23 年 1 月 16 日から 1 月 22 日にかけて、残留農薬管理体制確認のため、現地調査を実施した。



イタリア食肉製品加工施設の調査

カナダ産牛肉については、平成 22 年 9 月 28 日から 9 月 30 日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

米国産牛肉については、平成 22 年 11 月 29 日から 12 月 10 日にかけて、対日輸出認定施設について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

また、輸出国政府が主催する衛生管理研修等を通じ、米国における遺伝子組換え作物及び食肉の衛生管理体制の確認のため専門家を派遣した。

さらに、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する「中国食品安全管理体制強化プロジェクト」について、平成 22 年 7 月及び 8 月に残留農薬等分析及び食品衛生関連法規に係る日本側専門家を中国に派遣し、同年 7 月には残留農薬等分析及び食品衛生関連法規に関する中国側専門家に対して本邦研修を実施した。

(7) 輸出国事前調査における衛生対策の推進

平成 21 年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国段階の衛生対策に関する計画的な情報収集及び必要に応じて現地調査を平成 22 年度においては、韓国、タイ、イタリア及びベトナムについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った（表 11）。

① 韓国

食品衛生に係る行政機関及び検査機関等が実施する対日輸出食品の安全

性確保対策、韓国政府の組織毎の取組み及び監視状況について調査を行った。さらに、韓国から輸入される主要食品の水産食品について、担当部署からの情報収集及び現地視察を行い、残留動物用医薬品及び貝毒などの対日輸出証明書発給システム等の管理体制について調査を行った。

② タイ

タイの食品衛生に関する行政機関の組織、役割、連携及び安全性確保の取組み等について調査を行った。さらに、対日輸出食品について、タイ政府が実施する、我が国の残留農薬基準に適合させるための使用農薬の種類、使用等の管理、また、ドリフトによる汚染の防止対策、輸出時の残留農薬検査などについて調査を行った。

③ イタリア

食肉製品、乳製品等畜産食品の衛生管理体制、地方政府による原料生産から加工製造工程までの監視状況、衛生証明書の発給及び違反発見時の原因調査等について調査を行った。また、対日輸出食品について、イタリア政府が実施する、残留物質モニタリング計画及び事業者に対する我が国の基準・違反情報等の周知など安全管理の内容について調査を行った。

④ ベトナム

ベトナム国内における対日輸出食品の衛生管理体制及び国内食品監視について、ベトナム政府担当部門との意見交換を行い、対日輸出水産食品にかかる残留農薬及び残留動物用医薬品の検査システムについて調査した。また、2011年7月1日から施行される食品安全法は複数省により管理監督を行うため、各省の所掌事務等について調査を行った。

(8) 日中食品安全推進イニシアチブ

平成22年5月31日東京において「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検査検疫総局との覚書」を締結し、同日開催された第一回閣僚級会合で同覚書に基づく行動計画を策定した。その後、同行動計画に従い、6月21日から25日の日程で中国にて第一回実務者レベル協議及び現地調査を行った。

日本側からは、ねぎの残留農薬の問題、豚肉及び鰻の残留動物用医薬品の問題の原因究明及び改善対策について中国側に要請し、協議の後、衛生管理に関する現地調査を実施した。今後、現地調査の結果も踏まえ、引き続き協議を行うこととした。

中国側からは、調理冷凍ほうれんそうの輸入自粛解除、鶏肉加工品の動物用医薬品及び乳製品を含む食品のメラミン検査命令の解除、放射線照射食品の検査強化の解除の要請があり、これに対し、日本側より問題点について説明を行い、再発防止対策について具体的な説明を行うよう要請し、調理冷凍ほうれんそう及び鶏肉加工品については協議の後、衛生管理に関する現地調査を実施した。

なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する覚書、結果等については、下記 URL に掲載している。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000006r22.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/exporter/100621.html>

(9) 法第8条及び第17条に基づく包括的輸入禁止規定

厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸

入・販売を禁止出来る仕組みとして包括的輸入禁止措置を食品衛生法第 8 条及び 17 条に基づき定めている。これについては、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)により、直近 60 件の検査命令による違反率が 5%を超えた品目について、包括的輸入禁止措置発動前に輸出国に対し衛生管理状況を確認するとともに、改善対策を要請することとしているが、平成 22 年度においては、要請及び当該措置の発動対象となる輸入食品等はなかった。

(10) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、食品等を輸入しようとする場合、生産者・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に検疫所に相談するよう検疫所が実施する説明会等により指導を行った。

また、輸入者に対する食品衛生に関する知識の向上を目的として、関係団体等が開催する講習会及び研修会へ厚生労働省本省及び検疫所の担当官を派遣した結果、輸入者はおおむね内容を理解し、効果的な結果であることが確認できた。平成 22 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入前指導(いわゆる輸入相談)実績(表 12)をみると、品目別に 34,479 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 426 件(延べ 646 件)であった。

法に適合しない事例を条文別(表 13)にみると、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の延べ 334 件(51.7%：違反件数(646 件)に対する割合)が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の延べ 293 件(45.4%)と続いている。

また、国別にみると(表 14)、米国が延べ 175 件(27.1%：違反件数(646 件)に対する割合)と最も多く、次いでイスラエル延べ 75 件(11.6%)、フランス延べ 55 件(8.5%)と続いている。主な違反事例をみると、米国では、健康食品への指定外添加物の使用、イスラエルでは、清涼飲料水への指定外添加物の使用、フランスでは、菓子への指定外添加物の使用などの違反事例が上位を占めている。



検疫所による説明会

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

(11) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報を厚生労働省ホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の

内容、違反原因、廃棄等の措置状況等についても、判明次第公表した。

さらに、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において違反が発見された輸入食品等（**表 15**）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 22 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
2,001,020	31,802	247,047 (118,721) ^{※3}	12.3	1,376 (384) ^{※3}	0.1 (0.3) ^{※3}
(前年度実績) 1,821,269	30,605	231,638	12.7	1,559	0.1

※1 行政検査、登録検査機関検査、輸出国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 22 年度)

食品群	検査項目※ ¹	年度計画件数※ ²	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,243	2,153	4
	残留農薬	1,884	1,948	0
	添加物	-	3	0
	成分規格等	716	674	0
	放射線照射	29	14	0
	SRM除去	-	4,378	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	2,362	2,357	2
	残留農薬	923	1,207	1
	添加物	1,911	2,031	0
	成分規格等	2,298	2,162	12
	放射線照射	5	0	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	2,896	2,855	2
	残留農薬	1,967	2,462	8
	添加物	207	262	0
	成分規格等	1,439	1,482	0
	放射線照射	29	7	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	3,969	3,997	3
	残留農薬	2,888	3,512	2
	添加物	1,960	2,482	1
	成分規格等	3,556	4,989	31
	放射線照射	5	3	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	884	1,201	0
	残留農薬	15,482	15,285	58
	添加物	1,016	1,030	2
	成分規格等	1,181	973	0
	カビ毒	2,959	3,244	3
	遺伝子組換え食品	751	799	0
	放射線照射	29	19	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	119	151	0
	残留農薬	8,001	8,181	11
	添加物	3,804	4,439	5
	成分規格等	2,746	2,907	14
	カビ毒	1,937	1,758	1
	遺伝子組換え食品	119	44	0
	放射線照射	446	235	3
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	-	6	0
	残留農薬	147	466	0
	添加物	3,047	3,104	7
	成分規格等	897	671	3
	カビ毒	717	732	0
	放射線照射	-	3	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	358	399	0
	添加物	776	997	2
	成分規格等	956	892	3
	カビ毒	118	115	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,241	2,159	4
総 計 (延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		85,018	88,788 実施率約104%	182

※1: 検査項目の例

- ・抗生物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射: 放射線照射の有無

※2: 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したもの

表 3 平成 22 年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目(平成 23 年 3 月 31 日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	白きくらげ	メタミドホス、ホキシム
	ねぎ	フルシラゾール、トリアゾホス
	未成熟えんどう	イソプロチオラン、フルシラゾール
	えだまめ	フェンプロパトリン
	がざみ	トリフルラリン
	黒スズメバチの巣	オキシテトラサイクリン
	ケツギョ	マラカイトグリーン
	コーヒー豆	γ-BHC
	しいたけ	フェンプロパトリン
	しじみ	フラゾリドン
	しそ	アトラジン
	そば	メタミドホス
	タウナギ	エンロフロキサシン
	チンゲンサイ	ジフェノコナゾール
	菜の花	ピリダベン
	はちみつ	クロラムフェニコール
タイ	赤とうがらし	エチオン、プロピコナゾール
	アカシア	イソプロチオラン
	ケール	トルフェンピラド
	スッポン	エンロフロキサシン
	とうがらし	プロチオホス
	ねぎ	トリアゾホス
	バジルシード	アフラトキシ ^{※4}
	未成熟えんどう	シペルメトリン
ベトナム	えび	エンロフロキサシン、トリフルラリン
	あじ	クロラムフェニコール
	なまず	トリフルラリン
	ほうれんそう	テブコナゾール
	未成熟えんどう	シペルメトリン
オーストラリア	そば	クロルピリホス、ハロキシホップ
	牛肉(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O157 ^{※3}
	セルリアック	ジフェノコナゾール
	マンゴー	フルジオキシニル

対象国・地域	対象食品	検査項目
韓国	青とうがらし	ジフェノコナゾール
	アガリクス	テルブホス
	いちご	メコナゾール
	ピーマン	ピリメタニル
	ひらめ	ベンジルペニシリン
台湾	ウーロン茶	プロモプロピレート
	鰻	クロルピリホス
	スッポン	クロルテトラサイクリン
	にら	ジノテフラン
インド	発酵茶	モノクロトホス、キナルホス
	キマメ	クロルピリホス
	ディルの種子	プロフェノホス
メキシコ	アボカド	アセフェート、メタミドホス
	グアバ	シペルメトリン
	マンゴー	シペルメトリン
タンザニア	小豆	ピリミホスメチル、2,4-D
	ごまの種子	イミダクロプリド、フェニトロチオン
ガーナ	カカオ豆	アトラジン、クロルプロファム、チアメトキサム
米国	鶏肉	ラサロシド
	パースニップ	トリフルラリン
	ブロッコリー	ピラクロストロピン
イタリア	にんじん	ピリメタニル
	非加熱食肉製品（製造者限定）	リステリア菌※4
オランダ	シャロット	ハロキシホップ
	リーキ	ジフェノコナゾール
ニュージーランド	パースニップ	テブコナゾール
	リーキ	アラクロール
アラブ首長国連邦	ひよこ豆	アフラトキシン※4
インドネシア	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール
オーストリア	西洋わさび	ジメトモルフ
グアテマラ	コーヒー豆	2,4-D
ブラジル	とうもろこし	アフラトキシン※4
フランス	キクイモ	クロルプロファム
ペルー	カイグア	クロルピリホス
ボリビア	ごまの種子	フェニトロチオン
ミャンマー	ひよこ豆	アフラトキシン※4
ロシア	はちみつ	クロラムフェニコール

※1 平成 22 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後 60 件もしくは 1 年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表 4 に含まれる品目を除く。

※3 加熱加工用であるが検出事例に伴い、モニタリング検査強化による監視を行った。

※4 命令検査解除に伴い、モニタリング検査強化による監視を行った。

表 4 平成 22 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス、シペルメトリン
	ミズオジギソウ	トリアゾホス
	ナンキョウ	クロルピリホス
中国	アスパラガス	アメトリン
	はも	トリフルラリン※
ベトナム	えび	トリフルラリン
	未成熟えんどう	アセフェート
インド	マンゴー	クロルピリホス
オマーン	未成熟いんげん	ピリダリル
台湾	鰻	フェニトロチオン※
ブラジル	牛肉(内臓を含む)	イベルメクチン
メキシコ	アボカド	アセフェート

※ モニタリング検査強化手続き中に同違反が確定したことから検査命令に移行

表 5 平成 22 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	ナチュラルチーズ	腸管出血性大腸菌 O26
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
カナダ	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
スペイン	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
トルコ	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア菌

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 22 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (16 品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	10,446	60
	筋子	亜硝酸根	540	4
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	536	2
	フグ	魚種鑑別	2	1
中国 (35 品目)	鶏肉、豚肉、えび、うなぎ、ローヤルゼリー等	ニトロフラン類、クレンブテロール、テトラサイクリン系抗生物質、マラカイトグリーン等	78,332	31
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、はも等)	フェンプロパトリン、テブフェノジド、 メタミドホス、ピリメタニル等	40,679	36
	乳及び乳製品並びにこれらを原料 をする加工食品	メラミン	10,613	0
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	7,563	1
	うなぎ加工品	細菌数、大腸菌群	926	0
	ハスの種子	アフラトキシン	3	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	1,539	0
韓国 (13 品目)	あげまきがい、しじみ等	エンドスルファン、オキシテトラサイクリン等	136	2
	野菜 (ミニトマト、とうがらし等)	フルキンコナゾール、エトプロホス等	224	1
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	553	1
	生食用アカガイ、生食用タイラギ ガイ	腸炎ビブリオ	6	0
タイ (12 品目)	野菜、果実 (グリーンアスパラガス、おくら、マン ゴー、バナナ等)	EPN、クロルピリホス、シペルメトリン等	1,548	5
	養殖えび	オキシロニック酸	1,219	0
イタリア (7 品目)	アーモンド加工品、ピスタチオナツ ツ加工品	アフラトキシン	128	4
	葉タマネギ	クロルピリホス	20	3
	非加熱食肉製品等	リステリア菌	612	9
インド (7 品目)	ケツメイシ、ターメリック	アフラトキシン	338	6
	養殖えび	フラゾリドン	26	0
	野菜、果実 (とうがらし、マンゴー等)	クロルピリホス、トリアゾホス等	85	2
その他(29 カ国、1 地域 総 57 品目)			76,674	216
合 計			232,748	384

表 7 条文別違反事例(平成 22 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	407	28.4	とうもろこし、落花生、ハトムギ、とうがらし、ピスタチオナッツ、アーモンド、ケツメイシ等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌検出、コーヒー豆、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	1	0.1	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	113	7.9	TBHQ、サイクラミン酸、アゾルビン、パテントブルー V、キノリンイエロー、一酸化炭素、オレンジ II、ヨウ素化塩、パラオキシ安息香酸メチル等の指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	771	53.8	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸ナトリウム、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	124	8.6	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等について の準用規定)	18	1.3	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合 計	1,434(延数) ^{※1} 1,376(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表 8－① 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 22 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
中国	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(8)、細菌数(7)、E. coli (5)	96
	冷凍食品(魚類)	細菌数(8)、E. coli (8)、大腸菌群(3)	
	冷凍食品(鶏肉)	大腸菌群(7)、E. coli (3)、細菌数	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数(7)、大腸菌群(3)、E. coli	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(6)	
	冷凍食品(えび)	大腸菌群(4)、細菌数(2)	
	食肉製品	大腸菌群(3)、E. coli (2)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(4)	
	冷凍食品(貝類)	細菌数(2)、大腸菌群(2)	
	ゆでだこ	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(いか)	細菌数、大腸菌群、E. coli	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(種実)	E. coli	
	冷凍食品(たこ)	大腸菌群	
タイ	冷凍食品(鶏肉)	大腸菌群(8)、細菌数(7)	56
	冷凍食品(えび)	大腸菌群(6)、細菌数(4)、E. coli	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(7)、細菌数(2)、E. coli	
	食肉製品	E. coli (7)	
	冷凍食品(魚類)	E. coli (3)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(果実)	細菌数、E. coli	
	冷凍食品(野菜)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数、E. coli	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	細菌数	
ベトナム	冷凍食品(えび)	細菌数(4)、E. coli (4)	24
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(5)、細菌数(2)	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数、E. coli	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	ゆでだこ	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
韓国	粉末清涼飲料	大腸菌群(3)、細菌数(2)	22
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(4)	
	冷蔵あかがい	腸炎ビブリオ最確数(MPN) (3)	
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群(2)、細菌数	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(2)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(2)	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数(2)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
インドネシア	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(7)、細菌数(2)	17
	冷凍食品(えび)	E. coli (2)、大腸菌群(2)	
	冷凍食品(果実)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	E. coli	
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
フィリピン	冷凍食品(果実)	大腸菌群(4)	12
	冷凍食品(鶏肉)	細菌数(2)、E. coli (2)	
	ゆでだこ	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	
フランス	バター	大腸菌群(6)	11
	アイスクリーム類	大腸菌群	
	食肉製品	大腸菌群	
	冷凍食品(種実)	E. coli	
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数	
カナダ	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群(5)	10
	アイスクリーム類	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
台湾	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)、細菌数	7
	粉末清涼飲料	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
イタリア	冷凍食品(種実)	大腸菌群(2)	4
	バター	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
チリ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(4)	4
ブラジル	食肉製品	大腸菌群	4
	清涼飲料水	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍食品(その他の加工品)	E. coli	
インド	粉末清涼飲料	細菌数	3
	冷凍食品(えび)	細菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
オーストリア	粉末清涼飲料	細菌数(2)、大腸菌群	3
シンガポール	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(2)	3
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
オーストラリア	バター	大腸菌群	2
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
米国	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	2
	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群	
ロシア	ゆでがに	細菌数、大腸菌群	2
タンザニア	粉末清涼飲料	細菌数	1
ドイツ	バター	大腸菌群	1
ニュージーランド	冷凍食品(いか)	大腸菌群	1
ハンガリー	粉末清涼飲料	細菌数	1
フィンランド	冷凍食品(野菜)	E. coli	1
ベルギー	清涼飲料水	大腸菌群	1
ルクセンブルグ	冷凍食品(その他の加工品)	大腸菌群	1
総計			289

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8－② 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 22 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※1
		基準値あり	一律基準	
中国	アスパラガス		アトリン(11)	58
	ねぎ		アルジカルブスルホキシド(3)、フルシラゾール(3)、テブフェノジト、	
	はも	トリフルラリン(6)		
	落花生		アセトクロール(5)	
	不発酵茶	トリアゾホス(4)		
	乾燥きくらげ	クロルピリホス、ホキシム	ピフェントリン	
	にんじん	トリアジメノール	アセフェート(2)	
	パプリカ		ジフェノコナゾール(3)	
	半発酵茶	トリアゾホス(3)		
	とじょう	エントスルファン(2)		
	ピーマン		ジフェノコナゾール、ピリメタニル	
	大粒落花生		BHC	
	がざみ	トリフルラリン		
	コーヒー豆	γ-BHC		
	ごまの種子	ジコホール		
	しいたけ		フェンプロパトリン	
	しそ	アトラジン		
	菜の花		ピリダベン	
	にんにくの茎	ピリダベン		
	まつたけ	クロルピリホス		
ベトナム	えび	トリフルラリン(47)		52
	未成熟えんどう	アセフェート(3)、シペルメリン		
	ほうれんそう		テブコナゾール	
ガーナ	カカオ豆	イミダクロフリト(5)、ペルメリン(4)、エントスルファン	フェンハレレート(11)、アトラジン、クロルプロファム、チアメキサム	24
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス(3)	シペルメリン(3)、プロプロエジン(2)	18
	赤とうがらし	エチオン	プロチオホス、プロピコナゾール	
	わけぎ	トリアゾホス(2)		
	アスパラガス		EPN	
	ケール		トルフェンピラト	
	コブミカン	プロフェノホス		
	ナンキョウ		クロルピリホス	
	ミズオジギソウ	トリアゾホス		
エクアドル	カカオ豆	ジウロン(2)、シペルメリン	2,4-D(15)	18
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-D(16)	16
台湾	鰻	フェントロチオン(8)	クロルピリホス	11
	にら		ジノテフラン	
	にんじん		アセフェート	

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準	
オーストラリア	セルリアック		ジフェノコナゾール(4)	10
	そば	クロルピリホス	ハロキシホップ(2)	
	オレンジ	イマザリル(2)		
	マンゴー		フルジオキシニル	
米国	ブロッコリー	ピラクロストロビン(3)		7
	ピスタチオナッツ		アセタミフロリト(2) ^{※2}	
	クミン		プロフェノホス	
	パースニップ	トリフルラリン		
韓国	しじみ	エンドスルファン(2)		6
	アガリクス	テルブホス		
	いちご		メコナゾール	
	ピーマン		ピリメタニル	
	ミニトマト		フルキンコナゾール	
メキシコ	アボカド		アセフェート(4)	6
	グアバ	シペルメリン		
	マンゴー	シペルメリン		
インドネシア	コーヒー豆		カルバリル(5)	6
	未成熟えんどう		ジフェノコナゾール	
ミャンマー	ごまの種子		イミダクロフロリト(5)	5
インド	キマメ	クロルピリホス		4
	クミン		プロフェノホス	
	発酵茶	キナルホス		
	マンゴー	クロルピリホス		
ボリビア	ごまの種子		フェントロチオン(4)	4
タンザニア	ごまの種子		イミダクロフロリト、フェントロチオン	3
	小豆	ピリミホスメチル、2,4-D		
オマーン	未成熟いんげん		ピリタリル(3) ^{※2}	3
イタリア	にんじん		ピリメタニル	2
	葉たまねぎ	クロルピリホス		
オランダ	シャロット		ハロキシホップ	2
	リーキ		ジフェノコナゾール	
ニュージーランド	パースニップ		テフコナゾール	2
	リーキ		アラクロール	
フランス	半発酵茶	トリアゾホス		2
	キクイモ		クロルプロファム	
ペルー	カイグア	クロルピリホス		2
	キノア	メタミトホス		
エチオピア	コーヒー豆	γ-BHC(2)		2
カナダ	いんげん豆	グリホサート(2)		2
パラグアイ	ごまの種子		イミダクロフロリト(2)	2
オーストリア	西洋わさび		ジメモルフ	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※1
		基準値あり	一律基準	
グアテマラ	コーヒー豆		2,4-D	1
フィリピン	マンゴー		フルシラゾール	1
ポルトガル	はちみつ		クロルフェンピノホス	1
香港	乾燥きくらげ	クロルピリホス		1
総 計				272

※1 件数は、違反内容の延べ件数

※2 改正前の基準値で違反となったもの

表 8—③ 腐敗、変敗、カビの発生の国別、品目別違反件数(平成 22 年度)

生産国	品目分類	件数※
米国	大豆(16)	36
	小麦(13)	
	米(5)	
	とうもろこし(2)	
タイ	米(30)	30
カナダ	菜種(11)	22
	小麦(8)	
	大豆(3)	
ガーナ	カカオ豆(18)	18
インドネシア	コーヒー豆(16)	16
コロンビア	コーヒー豆(15)	16
	カカオ豆	
ブラジル	コーヒー豆(6)	11
	大豆(5)	
オーストラリア	小麦(10)	10
ベトナム	コーヒー豆(10)	10
グアテマラ	コーヒー豆(9)	9
ホンデュラス	コーヒー豆(9)	9
エチオピア	コーヒー豆(8)	8
タンザニア	コーヒー豆(4)	4
フランス	小麦(3)	4
	パン類ミックス	
インド	コーヒー豆(2)	3
	茶の代用品	
メキシコ	コーヒー豆(3)	3
カメルーン	カカオ豆(2)	2
ジャマイカ	コーヒー豆(2)	2
イタリア	乾めん	1
エル・サルヴァドル	コーヒー豆	1
キューバ	コーヒー豆	1
コスタ・リカ	コーヒー豆	1
ドミニカ	コーヒー豆	1
ニカラグア	コーヒー豆	1
ハイチ	コーヒー豆	1
ペルー	コーヒー豆	1
総計		221

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8－④ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 22 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
中国	冷凍食品(その他の加工品)	ステアリン酸カリウム(4)、TBHQ(2)、ポリソルベート	33
	調味料	TBHQ(2)、ソルビン酸(2)	
	漬け物	ソルビン酸(2)、サイクラミン酸、酸性タール色素	
	乾燥きのこ	二酸化硫黄(2)	
	乾燥野菜	二酸化硫黄(2)	
	豆類の調整品	ヘキササン(2)	
	果実の調整品	サイクラミン酸	
	乾燥果実	二酸化硫黄	
	くん製品(いか)	ソルビン酸	
	食肉製品	亜硝酸根	
	シロップ漬け(果実)	サイクラミン酸	
	シロップ漬け(くり)	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	
	大豆たんぱく	二酸化硫黄	
	茶の代用品	二酸化硫黄	
	調味乾製品(いか)	ソルビン酸	
	農産加工品	二酸化硫黄	
	冷凍食品(えび)	二酸化硫黄	
	冷凍食品(魚類)	一酸化炭素	
ブラジル	スナック菓子類	TBHQ(14)	23
	ビスケット類	TBHQ(3)	
	粉末清涼飲料	サイクラミン酸(3)	
	果実酒	ソルビン酸	
	植物性油脂	TBHQ	
	調味料	TBHQ	
米国	スナック菓子類	TBHQ(6)	19
	果実酒	ソルビン酸(3)	
	健康食品	アゾルビン、二酸化硫黄、パラオキシ安息香酸メチル	
	すじこ	亜硝酸根(3)	
	シロップ	ソルビン酸	
	清涼飲料水	アセスルファムカリウム	
	ビスケット類	TBHQ	
	水煮(二枚貝)	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二Na	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
台湾	調味料	サイクラミン酸(4)	12
	いったもの揚げたもの(ひまわりの種子)	サッカリンナトリウム	
	シロップ	サイクラミン酸	
	シロップ漬け(果実)	二酸化硫黄	
	清涼飲料水	ポリソルベート	
	タビオカデンプン(糖化用を除く)	二酸化硫黄	
	とうがらし調整品	サイクラミン酸	
	粉末清涼飲料	アルミノケイ酸ナトリウム	
	ローヤルゼリー加工品	パラオキシ安息香酸メチル	
ベトナム	菓子類	オレンジII(3)、TBHQ(2)、キノリンイエロー	12
	乾めん	安息香酸、二酸化硫黄	
	植物性油脂	TBHQ	
	スナック菓子類	二酸化硫黄	
	調味料	サイクラミン酸	
	無調味乾製品(えび)	二酸化硫黄	
インド	野菜の調整品	安息香酸ナトリウム(5)、TBHQ	11
	スナック菓子類	TBHQ(2)、ヨウ素化塩	
	シロップ	アゾルビン	
	調味料	TBHQ	
韓国	貝類加工品	合成タウリン(2)	11
	乾燥わかめ類	食用青色1号、食用黄色4号	
	水産動物類調味品	ポリソルベート(2)	
	冷凍切り身魚類	一酸化炭素(2)	
	ソース	ソルビン酸	
	調味料	ソルビン酸	
	冷凍食品(その他の加工品)	カルミン酸アルミニウムレーキ	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
タイ	菓子類	パテントブルーV(4)	9
	果実の調整品	ポリソルベート	
	シロップ漬け(果実)	二酸化硫黄	
	漬け物	サイクラミン酸	
	野菜の調整品	TBHQ	
	ゆでだこ	二酸化硫黄	
イタリア	ケーキ類	ソルビン酸カリウム	8
	シロップ	ソルビン酸	
	乳を主原料とする食品	パテントブルーV	
	ビスケット類	ソルビン酸カリウム	
	ピスタチオナッツペースト	銅クロロフィル	
	野菜の調整品	ソルビン酸	
	リキュール類	アゾルビン	
	その他の食品	キノリンイエロー	
スペイン	チョコレート類	キノリンイエロー(2)、アゾルビン	7
	食酢	アゾルビン、パテントブルーV	
	果実酢	二酸化硫黄	
	ナチュラルチーズ	ナタマイシン	
フランス	チョコレート類	キノリンイエロー(2)、パテントブルーV(2)、ブリリアントブラックBN	7
	菓子類	アシッドブルー	
	果実の調整品	二酸化硫黄	
ニュージーランド	果実酒	硫酸銅(3)	5
	ジャム	ソルビン酸カリウム	
	マスタード調整品	ソルビン酸カリウム	
フィリピン	スナック菓子類	TBHQ(3)、ヨウ素化塩	5
	乾燥果実	二酸化硫黄	
ペルー	菓子類	アシッドファストレッドE、アゾルビン、ソルビン酸	5
	シロップ	安息香酸	
	チョコレート類	TBHQ	
オーストラリア	果実の調整品	二酸化硫黄	4
	食肉製品	二酸化硫黄	
	シロップ	ポリソルベート	
	清涼飲料水	二酸化硫黄	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
オーストリア	リキュール類	キノリンイエロー、パテントブルーV	4
	チョコレート類	アゾルビン	
	ラム	アシッドブルー	
トルコ	ビスケット類	二酸化硫黄(2)	4
	乾燥果実	二酸化硫黄	
	漬け物	安息香酸	
アゼルバイジャン	リキュール類	ソルビン酸(2)	3
	蒸留酒	ソルビン酸	
エジプト	ビスケット類	TBHQ(2)	2
オランダ	リキュール類	アゾルビン(2)	2
カナダ	植物性油脂	TBHQ(2)	2
シンガポール	無調味乾製品(魚類)	二酸化硫黄	2
	チョコレート類	アゾルビン	
ドイツ	キャンディー類	ヒマワリレシチン	2
	シロップ	プロピレングリコール	
南アフリカ	清涼飲料水	ソルビン酸(2)	2
インドネシア	寒天	ホウ酸	1
デンマーク	すじこ	亜硝酸根	1
ベルギー	チョコレート類	アゾルビン	1
香港	無調味乾製品(魚類)	過酸化水素	1
マレーシア	ビスケット類	TBHQ	1
総計			199

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8—⑤ 有毒・有害物質及び病原微生物の国別、品目別、違反内容別違反件数
(平成 22 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
米国	とうもろこし	アフラトキシン(56)	76
	落花生	アフラトキシン(10)	
	アーモンド	アフラトキシン(5)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(2)	
	菓子	シアン化合物	
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
	ミックスナッツ	アフラトキシン	
イタリア	非加熱食肉製品	リステリア菌(12)	25
	チョコレート	シアン化合物(7)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(4)	
	菓子	シアン化合物	
	ナチュラルチーズ	腸管出血性大腸菌 O26	
中国	落花生	アフラトキシン(8)	18
	ハトムギ	アフラトキシン(4)	
	ふぐ	魚種鑑別(3)	
	あかがい	下痢性貝毒	
	とうがらし	アフラトキシン	
	冷凍食品(豆類)	アフラトキシン	
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア菌(15)	16
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
インド	ケツメシ	アフラトキシン(5)	13
	落花生	アフラトキシン(5)	
	カレー粉	アフラトキシン	
	ターメリック	アフラトキシン	
	ナツメグ	アフラトキシン	
タイ	ハトムギ	アフラトキシン(3)	5
	とうがらし	アフラトキシン(2)	
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン(3)	5
	キャッサバ	シアン化合物(2)	
イラン	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(3)	4
	ミックススパイス	アフラトキシン	
南アフリカ	落花生	アフラトキシン(2)	3
	ミックススパイス	アフラトキシン	
インドネシア	ナツメグ	アフラトキシン(2)	2
オーストリア	穀類調整品	シアン化合物(2)	2
スリランカ	とうがらし	アフラトキシン(2)	2
バングラデシュ	カレー粉	アフラトキシン	2
	とうがらし	アフラトキシン	
フィリピン	菓子	アフラトキシン(2)	2
フランス	ナチュラルチーズ	リステリア菌(2)	2
アルゼンチン	落花生	アフラトキシン	1
オーストラリア	綿実	アフラトキシン	1
カナダ	非加熱食肉製品	リステリア菌	1
韓国	かき	下痢性貝毒	1
スイス	乾燥いちじく	アフラトキシン	1
ドイツ	フルーツブランデー	メタノール	1
トルコ	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン	1

生産国	品目分類	違反内容	件数※
ラオス	ハトムギ	アフラトキシン	1
ルーマニア	フルーツブランデー	メタノール	1
総計			186

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8—⑥ 器具、容器包装の国別、材質別、違反件数(平成 22 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	合成樹脂	蒸発残留物(17),過マンガン酸カリウム消費量(10),鉛(7),カドミウム(3),カプロラクタム(3),ジブチルスズ化合物(2),アンチモン,重金属(Pb として),着色料	73
	陶磁器	鉛(8),カドミウム(3)	
	ゴム製	蒸発残留物(4),亜鉛(3),カドミウム,着色料	
	組み合わせ	蒸発残留物(5),過マンガン酸カリウム消費量	
	ホウロウ引き	着色料,カドミウム	
台湾	合成樹脂	蒸発残留物(3),鉛(2),アンチモン,カドミウム,着色料	9
	組み合わせ	重金属(Pb として)	
韓国	組み合わせ	蒸発残留物(3),メタクリル酸メチル	6
	ゴム製	カドミウム(2)	
イタリア	陶磁器	カドミウム(2),鉛	5
	ゴム製	亜鉛	
	合成樹脂	鉛	
クロアチア	合成樹脂	鉛(5)	5
スペイン	陶磁器	鉛(4)	5
	合成樹脂	鉛	
タイ	陶磁器	鉛(3),カドミウム	5
	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	
フランス	陶磁器	鉛(2)	5
	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量,蒸発残留物	
	組み合わせ	カプロラクタム	
ニュージーランド	合成樹脂	カドミウム(2),着色料	3
ドイツ	陶磁器	カドミウム	2
	合成樹脂	カドミウム	
米国	ゴム製	亜鉛,フェノール	2
マレーシア	ゴム製	亜鉛(2)	2
スウェーデン	ゴム製	亜鉛	1
フィリピン	合成樹脂	鉛	1
総 計			124

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8－⑦ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 22 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数※
		基準値超過	含有してはならない	不検出	
中国	豚肉		クレブテロール(7)		33
	うなぎ		エンロフロキサシン(2)	フラゾリドン(AOZとして)(2)、マラカイトグリーン(ロイコマラカイトグリーンとして)(2)	
	えび		エンロフロキサシン、クロルテトラサイクリン、スルファメキサゾール	フラゾリドン(AOZとして)(3)	
	さば			マラカイトグリーン(ロイコマラカイトグリーンとして)(4)、マラカイトグリーン	
	鶏肉			フラゾリドン(AOZとして)(4)	
	あさり			クロラムフェニコール	
	しじみ			フラゾリドン(AOZとして)	
	スッポン		エンロフロキサシン		
	たうなぎ		エンロフロキサシン		
	蜂蜜			クロラムフェニコール	
ベトナム	えび			クロラムフェニコール(14)、フラゾリドン(AOZとして)(8)	32
	いか			クロラムフェニコール(9)	
	あじ			クロラムフェニコール	
台湾	うなぎ			フラルタドン(AMOZとして)(3)	4
	スッポン		クロルテトラサイクリン		
ブラジル	牛肉	イベルメクチン(2)			2
米国	鶏肉	ラサロシド(2)			2
韓国	ひらめ	ベンジルペニシリン			1
タイ	スッポン		エンロフロキサシン		1
ロシア	はちみつ			クロラムフェニコール	1
総 計					76

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8－⑧ おもちゃの国別、材質別、違反件数（平成 22 年度）

国	材質分類	違反内容	件数※
中国	組み合わせ	鉛(4),蒸発残留物(3),過マンガン酸カリウム消費量,着色料	15
	合成樹脂	フタル酸ビス(2),過マンガン酸カリウム消費量(2)	
	木製	着色料(2)	
インドネシア	組み合わせ	着色料	1
韓国	紙製	着色料	1
台湾	組み合わせ	鉛	1
総 計			18

※件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 22 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4 月	アルゼンチン	ワイン (ナタマイシン汚染のおそれ)	韓国国内における製品回収情報に基づき、当該製造者が製造した製品が輸入届出された場合は、初回輸入時に自主検査を指導する措置を講じるとともに、国内の流通状況の調査を行った。
5 月	韓国	二枚貝 (麻痺性貝毒が規制値を超えて検出されるおそれ)	韓国政府より、特定の海域の二枚貝より規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、同海域で生産される貝類に係る原産地証明書の発給を中断するとの連絡を受け、同海域の記載された証明書が添付された輸入届出がなされた場合は、貨物保留の上、本省まで連絡する措置を講じた。
11 月	全輸出国	八角及びこれを含む食品 (シキミを含むおそれ)	中国において、八角に食中毒を引き起こすおそれの高いシキミを混入させ、八角と称して販売しているとの情報を受け、八角及びこれを含む食品が輸入届出された場合は、シキミの混入の有無を確認するとともに、混入が認められた場合は、貨物保留の上、本省まで連絡する措置を講じた。
12 月	イギリス	ビール (ガラス片の混入)	イギリス国内において、特定の製造者が製造したビールにガラス片混入のおそれがあるとして、自主回収が行われているとの情報を受け、当該品が輸入届出された場合は、本事例との関連の有無を確認し、関連製品である場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
1 月	ベトナム	魚介乾製品 (放射線照射のおそれ)	韓国において、ベトナム産かわはぎの干物から放射線照射を検知したとの情報を受け、当該品が輸入届出された場合は、放射線照射が行われていない旨の確認を実施する措置を講じた。
1 月	ドイツ	鶏肉、鶏卵、豚肉及びそれらの加工品 (飼料原料にダイオキシンが混入し、汚染のおそれ)	ドイツにおいて、飼料原料にダイオキシンが混入し、当該飼料が給与され、汚染の疑いがある鶏卵等の回収等の措置がなされている情報を受け、当該品が輸入届出された場合は、本事例との関連の有無を確認する措置を講じた。
1 月	ポーランド、 チェコ	豚肉及びその加工品 (飼料原料にダイオキシンが混入し、汚染のおそれ)	ドイツにおいて汚染飼料を給与された豚に由来する豚肉が、ポーランド及びチェコに輸出されていた旨の情報を受け、これらの国から輸出される当該品についても、関連性の有無を確認する措置を講じた。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例（平成 22 年度）

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産鶏肉 (ラサロンド)	平成 22 年 6 月から協議開始。平成 22 年 8 月、米国政府において原因究明及び改善報告がなされたこと、また、これまでの検査実績を踏まえ、モニタリング検査強化を解除。	—
米国産ピスタチオナッツ (アセタミプリド)	平成 21 年 12 月から協議開始。平成 22 年 8 月、基準値改正によりモニタリング検査強化を解除。	—
米国産セロリ (ボスカリド)	平成 21 年 2 月から協議開始。平成 21 年 9 月、米国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、米国政府が認める登録包装者又は輸出者について検査命令を解除。平成 22 年 5 月、基準値改正により検査命令を解除。	—
ベルギー産リーキ (ハロキシホップ)	平成 20 年 10 月から協議開始。平成 22 年 11 月、ベルギー政府からの再発防止策が講じられたこと、また、これまでの検査実績を踏まえ、ハロキシホップに係る検査命令を解除。協議継続中。	—
韓国産エゴマ (ビフェントリン)	平成 20 年 4 月から協議開始。平成 22 年 12 月、基準値改正により検査命令を解除。	—
台湾産マンゴー (シフルトリン、シペルメトリン)	平成 18 年 1 月から協議開始。平成 22 年 12 月、これまでの検査実績を踏まえ、シフルトリン、シペルメトリンに係る検査命令を解除。	—
米国産ブロッコリー (ピラクロストロビン)	平成 23 年 3 月協議開始。	—
オマーン産未成熟いんげん (ピリダリル)	平成 23 年 1 月から協議開始。平成 23 年 3 月、基準値改正により検査命令を全て解除。	—
メキシコ産アボカド (アセフェート)	平成 23 年 3 月から協議開始。	—
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 15 年 5 月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成 22 年 9 月

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。平成 17 年 12 月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成 18 年 1 月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年 7 月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 22 年 11 月
タイ産冷凍カットマンゴー、 フリーズドライマンゴー(残留農薬)	タイ産冷凍カットマンゴー、フリーズドライマンゴーの残留農薬管理体制を確認するため、製造者及び農場現地調査を実施。タイ政府が認める冷凍カットマンゴー、フリーズドライマンゴーの製造者について検査命令を解除。	平成 23 年 1 月

表 11 輸出国事前調査の実施事例(平成 22 年度)

韓 国	
調査対象	韓国における対日輸出水産食品の制度調査
関係法令	食品安全基本法 食品衛生法 農産物品質管理法 水産物品質管理法 畜産物衛生管理法
概 要	食品衛生に係る行政機関及び検査機関等が実施する対日輸出食品の安全性確保対策、韓国政府の組織毎の取組み及び監視状況について調査を行った。さらに、韓国から輸入される主要食品の水産食品について、担当部署からの情報収集及び現地視察を行い、残留動物用医薬品及び貝毒などの対日輸出証明書発給システム等の管理体制について調査を行った。
タ イ	
調査対象	タイにおける農産食品の制度調査
関係法令	食品法 漁業法 植物防疫法 動物伝染病予防法 飼料品質管理法 農産物標準法
概 要	タイの食品衛生に関する行政機関の組織、役割、連携及び安全性確保の取組み等について調査を行った。さらに、対日輸出食品について、タイ政府が実施する、我が国の残留農薬基準に適合させるための使用農薬の種類、使用等の管理、また、ドリフトによる汚染の防止対策、輸出時の残留農薬検査などについて調査を行った。
イタリア	
調査対象	イタリアにおける対日輸出畜産食品の制度調査
関係法令	一般食品法規則 (Regulation (EC) No. 183/2005) 一般食品衛生規則 (Regulation (EC) No. 852/2004) 動物起源食品特別衛生規則 (Regulation (EC) No. 853/2004) 動物起源食品特別公的統率規則 (Regulation (EC) No. 854/2004) 公的統制規則 (Regulation (EC) No. 882/2004)
概 要	食肉製品、乳製品等畜産食品の衛生管理体制、地方政府による原料生産から加工製造工程までの監視状況、衛生証明書の発給及び違反発見時の原因調査等について調査を行った。また、対日輸出食品について、イタリア政府が実施する、残留物質モニタリング計画及び事業者に対する我が国の基準・違反情報等の周知など安全管理の内容について調査を行った。

ベトナム	
調査対象	ベトナムにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	食品安全法 食品安全衛生令 食品安全衛生令の条項の実施を詳述する命令 食品の安全及び衛生の管理、検査及び評価の組織制度に関する政令
概 要	ベトナム国内における対日輸出食品の衛生管理体制及び国内食品監視について、ベトナム政府担当部門との意見交換を行い、対日輸出水産食品にかかる残留農薬及び残留動物用医薬品の検査システムについて調査した。また、2011 年 7 月 1 日から施行される食品安全法は複数省により管理監督を行うため、各省の所掌事務等について調査を行った。

表 12 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
輸入相談実施件数	9,786	10,633	11,601	13,275	14,324
品目別輸入相談件数	18,224	22,038	27,083	34,245	34,479
品目別違反該当件数	679	401	410	310	426

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入相談における条文別違反該当件数（平成 22 年度）

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第9条 (病肉等の販売等の制限)	18	2.8	BSE発生国經由牛原料、BSE発生国經由牛由来原料、BSE発生国經由綿羊由来原料を使用(輸入を控えるよう指導)
第10条 (添加物等の販売等の制限)	293	45.4	カルミン、キノリンイエロー、グルクロノラクトン、アゾルビン、エチレンオキサイド、クロスカルメロースナトリウム、ホウ酸、ヨウ素化塩、パテントブルーV等の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	334	51.7	製造・加工基準不適合、添加物の使用基準違反 ・ 製造基準不適合・・・清涼飲料水の殺菌不足 ・ 対象外食品への使用・・・調味料へのソルビン酸カリウム、安息香酸の使用等 ・ 過量使用・・・梅干しにスクラロース使用等 ・ 過量残存・・・ワインに二酸化硫黄残存等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	1	0.2	容器包装の規格基準違反
計	646(延数) 426(実数)		

表 14 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 22 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数
米国	健康食品	L アルギニン塩酸塩(4)、リン酸水素マグネシウム(4)、BSE発生国 經由牛由来原料(3)、クエン酸亜鉛(3)、酸化亜鉛(3)、フマル酸第一 鉄(3)、L-ノルバリン(2)、グルコン酸マグネシウム(2)、クロスカルメロ ース(2)、クロスカルメロースナトリウム(2)、クロミウムピコリネート (2)、コハク酸 d- α -トコフェロール(2)、コハク酸トコフェロール(2)、ス テアリン酸マグネシウム(2)、ポリエチレングリコール(2)、ポリビニル アルコール(2)、メチルシアノコバラミン(2)、ヨウ化カリウム(2)、硫酸 銅(2)、d- α -コハク酸トコフェロール、亜鉛アミノ酸キレート、アスコル ビン酸亜鉛、アスパラギン酸マグネシウム、アルミノケイ酸ナトリウ ム、安息香酸ナトリウム、エチルアセトン、塩化クロム、塩化第一ス ズ、カルシウムアミノ酸キレート、クエン酸クロミウム、グルコン酸第 一鉄、クロミウムアミノ酸キレート、クロミウムポリニコチネート、ケイ 酸マグネシウム、コリン酒石酸塩、酢酸エチル、セレンウムアミノ酸 キレート、セレン酸ナトリウム、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、炭 酸カルシウム、ビオチン、ヒプロメロース、ビタミンK1、ヘキサシ、ホ ウ酸、ポリビニルピロリドン、マグネシウムアミノ酸キレート、マンガ ンアミノ酸キレート、メタノール、メタパナジン酸ナトリウム、モリブデン アミノ酸キレート、モリブデン酸ナトリウム、硫酸ニッケル、流動パラ フィン、BHT	175
	菓子	安息香酸ナトリウム(4)、酸化亜鉛(4)、ソルビン酸カリウム(4)、フマ ル酸第一鉄(4)、モリブデン(4)、ヨウ化カリウム(4)、酸化亜鉛、ステア リン酸マグネシウム	
	調味料	安息香酸ナトリウム(7)、ソルビン酸(7)、エチレンジアミン四酢酸カル シウム二ナトリウム(3)、ナイシン(3)、ソルビン酸カリウム(2)、 β アポ カロテナール	
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(4)、製造基準不適合(3)、スクラロース(2)、安息 香酸ナトリウム(2)、安息香酸、塩化コリン、原水の規格基準不適 合、サイクラミン酸、サッカリン、ソルビン酸、炭酸水素カリウム	
	粉末清涼飲料	クロムアミノ酸キレート(2)、酢酸トコフェロール(2)、酸化亜鉛(2)、ヨ ウ化カリウム(2)、硫酸マンガン(2)、アルミノケイ酸ナトリウム、酢酸 エチル	
	その他の食品	スクラロース(6)、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム、Lシステイン 塩酸塩、 β アポカロテナール、	
	添加物製剤	N-アセチル-L-グルタミン、グルタミン- α -ケトグルタル酸	
	蒸留酒	臭素化油	
	農産加工品	二酸化塩素	
イスラエル	清涼飲料水	製造基準不適合(25)、サイクラミン酸ナトリウム(18)、ソルビン酸カリ ウム(13)、安息香酸(7)、エステルガム(3)、亜セレン酸ナトリウム、ア ポカロテナール、酸化亜鉛、炭酸カルシウム、ピコリン酸クロム、フ マル酸第一鉄、ヨウ化カリウム、硫酸マンガン	75
	健康食品	BSE発生国經由牛由来原料	
フランス	その他の食品	ソルビン酸カリウム(21)、三二酸化鉄(2)	55
	菓子	アゾルビン(6)、パテントブルーV(5)、塩化カルシウム(2)、ソルビン酸 カリウム(2)、ブラック PN(2)、カルボキシメチルセルロースナトリウ ム、ケイ酸アルミニウムカリウム、三二酸化鉄、銅クロロフィル、ヒマ ワリレシチン	
	果実酒	メタ酒石酸(5)	
	健康食品	エチルメチルケトン、キノリンイエロー、メタノール	
	魚介類加工品	ブリリアントブラックBN	
	容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	製造基準不適合	

生産国	品目	違反該当内容	件数
ドイツ	調製粉乳	亜セレン酸ナトリウム(4)、ヨウ化カリウム(4)、硫酸マンガン(4)	42
	冷凍食品	BSE発生国由来牛使用(4)、ヨウ素化塩(4)、二酸化塩素(3)	
	菓子	ステアリン酸マグネシウム(4)、アゾルビン、キノリンイエロー、銅クロロフィル、ブリリアントブラック BN	
	食肉製品	BSE発生国の羊由来原料使用(2)、ヨウ素化塩(2)	
	着色料製剤	アゾルビン、キノリンイエロー、ブリリアントブラック	
	酵母培地	パナジウム、ブタノール	
	糖類	サッカリン	
	その他の食品	ソルビン酸	
マレーシア	健康食品	重酒石酸コリン(4)、ヨウ素化カリウム(4)、クエン酸亜鉛(3)、クエン酸パナジウム(3)、ポリエチレングリコール(3)、微粒二酸化ケイ素(2)、イソプロピルアルコール、エチルセルロース、グリセリンベヘン酸エステル、クロスカルメロースナトリウム、酸化鉄、ジクロロメタン、タルク、デンプングリコール酸ナトリウム、ヒマワリレシチン、フマル酸第一鉄、ポリビニルピロリドン、ポリビニルポリピロリドン、ラウリル硫酸ナトリウム	34
	菓子	アルミノケイ酸ナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム	
韓国	菓子	BSE発生国牛由来原料使用(5)、プロピレングリコール(2)、ステアリン酸マグネシウム	31
	健康食品	酸化亜鉛(3)、ジクロロイソシアヌ酸ナトリウム、製造基準不適合、フマル酸第一鉄、硫酸マンガン	
	農産加工品	安息香酸ナトリウム(3)、ソルビン酸カリウム(3)、ステアロイル乳酸ナトリウム	
	その他の食品	ソルビン酸カリウム(3)、アルミノケイ酸ナトリウム	
	清涼飲料水	製造基準不適合(2)	
	食品添加物	ヒアルロン酸ナトリウム	
	即席麺	二酸化ケイ素	
	粉末清涼飲料	ケイ酸アルミニウムナトリウム	
中国	菓子	ソルビン酸カリウム(5)、ソルビン酸(2)、アセスルファムカリウム、TBHQ	28
	健康食品	クロミウムピコリネート(2)、亜鉛、亜セレン酸ナトリウム、コバルト 60によるガンマ線照射殺菌、ビタミン K1	
	農産加工品	スクラロース(4)、酢酸エチル、二酸化硫黄	
	その他の食品	青色1号、黄色4号、ソルビン酸	
	調味料	ソルビン酸カリウム(2)	
	果実加工品	ケイ酸アルミニウムナトリウム	
	ボトルキャップ	成分規格不適合	
イギリス	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(7)	20
	菓子	ソルビン酸ナトリウム(2)、安息香酸ナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム、ヒマワリレシチン	
	調味料	硝酸ナトリウム(3)、硝酸カリウム(2)、亜硝酸カリウム	
	粉末清涼飲料	ポリエチレングリコール	
ブラジル	菓子	BHA(4)、BHT(4)、ステアリン酸カリウム(2)	20
	清涼飲料水	製造基準不適合(4)、安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	
	果実加工品	流動パラフィン	
	調味料	安息香酸ナトリウム	
	農産加工品	ソルビン酸カリウム	
	粉末清涼飲料	カルボキシメチルセルロース	

生産国	品目	違反該当内容	件数
メキシコ	リキュール	安息香酸ナトリウム(6)、ソルビン酸カリウム(6)	15
	調味料	TBHQ(2)	
	農産加工品	エチレンオキサイド	
台湾	果実加工品	二酸化塩素(5)	15
	その他の食品	ケイ酸アルミニウムナトリウム(2)、グリーンB、ソルビン酸カリウム	
	魚介類加工品	ソルビン酸カリウム(2)、魚肉ねり製品製造基準不適合	
	菓子	紅色7号	
	農産加工品	二酸化塩素	
	粉乳	アルミノケイ酸ナトリウム	
ハンガリー	健康食品	亜セレン酸ナトリウム、塩化クロム、グルコン酸鉄、酸化鉄(黄色)、ビタミンK1、ポリビニルポリピロリドン、マンニトール、モリブデン酸アンモニウム、ヨウ素酸カリウム、硫酸亜鉛	14
	菓子	安息香酸(3)、アゾルビン	
フィリピン	清涼飲料水	カルミン(3)、ソルビン酸カリウム(3)、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム、製造基準不適合	12
	菓子	ヨード塩(2)	
	その他の食品	ヨウ素化塩(2)	
ウクライナ	菓子	アゾルビン(7)、コチニールアルミニウムレーキ(2)	10
	清涼飲料水	製造基準不適合	
オランダ	アイスクリーム	殺菌方法不適合(3)	9
	菓子	パテントブルーV(2)、銅クロロフィル	
	清涼飲料水	亜酸化窒素、原水の規格基準不適合	
	食肉製品	乳酸カリウム	
タイ	畜産加工品	BSE発生国牛由来製品使用(2)	9
	菓子	ステアロイル乳酸ナトリウム	
	果実	ソルビン酸カリウム	
	果実加工品	ポリソルベート	
	健康食品	クロスカルメロースナトリウム	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
	農産加工品	合成着色料	
	その他の食品	二酸化硫黄	
スペイン	菓子	キノリンイエロー、BHA	6
	健康食品	ステアリン酸マグネシウム	
	調味料	硫酸カリウム	
	粉末清涼飲料	ヒマワリレシチン	
	その他の食品	エチレングリコール	
チリ	アルコール飲料	安息香酸ナトリウム(3)	6
	冷凍食品	安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	
	果実加工品	安息香酸ナトリウム	
デンマーク	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(4)、グルクロノラクトン	6
	アルコール飲料	グルクロノラクトン	
トルコ	その他の食品	安息香酸ナトリウム(3)	6
	菓子	カルミン	
	果実加工品	ソルビン酸カリウム	
	農産加工品	ソルビン酸カリウム	

生産国	品目	違反該当内容	件数
イタリア	菓子	ヒマワリレシチン(2)	5
	リキュール	アゾルビン、パテントブルーV	
	清涼飲料水	原水の規格基準不適合	
オーストラリア	菓子	コリン塩酸塩、ポリビニルピロリドン	5
	健康食品	BSE発生国経由牛由来原料、微粒二酸化ケイ素	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
カナダ	菓子	ステアロイル乳酸ナトリウム(2)	5
	健康食品	ナトリウムエトキシド(2)	
	清涼飲料水	銅クロロフィリンナトリウム	
ニュージーランド	健康食品	プロピレングリコール(2)	5
	清涼飲料水	原水の規格基準不適合	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
	その他の食品	アルゴン	
スイス	健康食品	クロスカルメロースナトリウム、三二酸化鉄、ポリビニルピロリドン	4
	粉末清涼飲料	塩化メチル	
ベトナム	調味料	アセスルファムカリウム、安息香酸ナトリウム	4
	アルコール飲料	ヘキサメチレンテトラミン	
	固形スープ	放射線照射	
ロシア	魚介類加工品	安息香酸ナトリウム、ソルビン酸、BHT	4
	健康食品	乳酸亜鉛	
チェコ	菓子	ヒマワリレシチン(3)	3
イラン	清涼飲料水	製造基準・保存基準不適合(2)	2
インド	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	2
	農産加工品	安息香酸ナトリウム	
シンガポール	菓子	ソルビン酸カリウム(2)	2
ベルギー	菓子	カルミン	2
	清涼飲料水	二酸化硫黄	
アラブ首長国連邦	果実	放射線殺菌	1
インドネシア	冷蔵鮮魚介類	生食用冷蔵鮮魚介類製造基準不適合	1
ペルー	菓子	TBHQ	1
ポーランド	清涼飲料水	塩化メチレン	1
ポルトガル	菓子	ソルビン酸カリウム	1
南アフリカ	調味料	ソルビン酸カリウム	1
未定	健康食品	ポリビニルポリピロリドン(2)、クロスカルメロースナトリウム(2)、安息香酸ナトリウム、エチルセルロース、キノリンイエロー	8
	ワインサーバー使用ガス	アルゴン	
総 計			645

※件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 22 年度)

生産国	品目	違反内容	件数
米国	牛肉	衛生証明書の不添付(2)	3
	鶏肉	ラサロシド	
中国	チンゲンサイ	ジフェノコナゾール	2
	クラッカー	TBHQ	
フランス	チーズ	リステリア菌	2
	ミネラルウォーター	固形異物含有	
ペルー	いわし油漬け	TBHQ(2)	2
インド	紅茶	モノクロトホス	1
タイ	クラッカー	TBHQ	1
フィリピン	乾めん	二酸化硫黄	1
合 計			12

(参考)監視指導結果中の主な用語説明

用語	説明
亜鉛	指定外添加物
亜鉛アミノ酸キレート	指定外添加物
亜酸化窒素	添加物(噴射剤)
アシッドブルー	指定外添加物
アシッドファストレッド E	指定外添加物
亜硝酸カリウム	指定外添加物
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アスコルビン酸亜鉛	指定外添加物
アスパラギン酸マグネシウム	指定外添加物
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセタミプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
亜セレン酸ナトリウム	指定外添加物
アゾルビン	指定外添加物
アトラジン	農薬(有機塩素系除草剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるかび毒
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
アラクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
アルゴン	指定外添加物
アルジカルブスルホキンド	農薬(殺虫剤)
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
安息香酸	添加物(保存料)
イソプロチオラン	農薬(殺菌剤)
イソプロピルアルコール	添加物(香料)
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イベルメクチン	動物用医薬品(内寄生虫用剤)
イマザリル	添加物(防かび剤)
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)

用語	説明
エステルガム	添加物(チューインガム基礎剤)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エチルアセトン	指定外添加物
エチルセルロース	指定外添加物
エチルメチルケトン	指定外添加物
エチレン	指定外添加物
エチレンオキサイド	指定外添加物
エチレングリコール	指定外添加物
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトプロホス	農薬(有機リン系農薬殺虫剤)
塩化カルシウム	添加物(強化剤)
塩化クロム	指定外添加物
塩化コリン	指定外添加物
塩化第一スズ	指定外添加物
塩化メチル	指定外添加物
塩化メチレン	指定外添加物
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オレンジⅡ	指定外添加物
過酸化水素	添加物(殺菌料、漂白剤)
カルシウムアミノ酸キレート	指定外添加物
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルボキシメチルセルロース	指定外添加物
カルボキシメチルセルロースナトリウム	添加物(増粘安定剤)
カルミン	指定外添加物
カルミン酸アルミニウムレーキ	指定外添加物
キナルホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
キノリンイエロー	指定外添加物

用語	説明
クエン酸亜鉛	指定外添加物
クエン酸クロミウム	指定外添加物
クエン酸バナジウム	指定外添加物
グリーン B	指定外添加物
グリセリンベヘン酸エステル	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルクロノラクトン	指定外添加物
グルコン酸鉄	添加物(強化剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
グルタミン- α -ケトグルタル酸	指定外添加物
クレンプテロール	動物用医薬品(繁殖用剤)
クロスカルメロース	指定外添加物
クロスカルメロースナトリウム	指定外添加物
クロミウムアミノ酸キレート	指定外添加物
クロミウムピコリネート	指定外添加物
クロミウムポリニコチネート	指定外添加物
クロムアミノ酸キレート	指定外添加物
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェンビンホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルプロファム	農薬(カーバメート系除草剤)
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
ケイ酸マグネシウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムカリウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
合成タウリン	指定外添加物
コハク酸 d- α -トコフェロール	指定外添加物
コチニールアルミニウムレーキ	指定外添加物
コハク酸トコフェロール	指定外添加物
コバルト 60	放射性物質
コリン塩酸塩	指定外添加物

用語	説明
コリン酒石酸塩	指定外添加物
サイクラミン酸ナトリウム	指定外添加物
サイクラミン酸	指定外添加物
酢酸エチル	添加物(香料)
酢酸トコフェロール	指定外添加物
サッカリン	添加物(甘味料)
サッカリンナトリウム	添加物(甘味料)
酸化亜鉛	指定外添加物
酸化鉄	指定外添加物
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン(DCMU)	農薬(除草剤)
ジクロロイソシアヌ酸ナトリウム	指定外添加物
ジクロロメタン	指定外添加物
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ジノテフラン	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(殺菌剤)
重酒石酸コリン	指定外添加物
硝酸カリウム	添加物(発色剤)
硝酸ナトリウム	添加物(発色剤)
臭素化油	指定外添加物
食用青色 1 号	添加物(着色料)
食用黄色 4 号	添加物(着色料)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアリン酸カリウム	指定外添加物
ステアリン酸マグネシウム	添加物(強化剤)
ステアロイル乳酸ナトリウム	指定外添加物
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
セレンウムアミノ酸キレート	指定外添加物
セレン酸ナトリウム	指定外添加物

用語	説明
ソルビン酸ナトリウム	指定外添加物
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCB という3種類物質群の総称
タルク	添加物(ガムベース)
炭酸カルシウム	添加物(膨張剤)
炭酸水素カリウム	指定外添加物
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌 026、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
デオキシニバレノール	赤かび病菌として知られるフザリウム属真菌が産生するかび毒
テトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
テルブホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
デンプングリコール酸ナトリウム	添加物(増粘安定剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
トリフルラリン	農薬(ジニトロアニリン系除草剤)
トルフェンピラド	農薬(ピラゾール系殺虫剤)
ナイシン	添加物(保存料)
ナトリウムエトキシド	指定外添加物
ナタマイシン	添加物(食品製造用)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
ニトロフラン類	動物用医薬品であるニトロフラン系合成抗菌剤の総称
乳酸亜鉛	添加物(食品製造用)

用語	説明
乳酸カリウム	指定外添加物
パツリン	ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生されるかび毒
パテントブルーV	指定外添加物
バナジウム	指定外添加物
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
パラチオンメチル	農薬(殺虫剤)
ハロキシホップ	農薬(除草剤)
ヒアルロン酸ナトリウム	指定外添加物
ビオチン	添加物(強化剤)
ピコリン酸クロム	指定外添加物
ビタミンK1	指定外添加物
ビフェナゼート	農薬(殺虫剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ヒプロメロース	指定外添加物
ヒマワリレシチン	指定外添加物
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリダベン	農薬(殺虫剤)
ピリダリル	農薬(殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フェントロチオン	農薬(殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ブタノール	添加物(着香料)
ブプロフェジン	農薬(殺虫剤)
フマル酸第一鉄	指定外添加物
ブラウン HT	指定外添加物
フラザリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
ブラック PN	指定外添加物
フラルタドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAMAZ
ブリリアントブラック BN	指定外添加物
フルアジホップ	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルジオキシニル	農薬(防かび剤)

用語	説明
フルシラズール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
プロチオホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
フロニカミド	農薬(ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤)
プロピオン酸	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(溶剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロモプロピレート	農薬(ダニ駆除剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ヘキサメチレンテトラミン	指定外添加物
ヘキサン	添加物(油脂抽出剤)
紅色 7 号	指定外添加物
ペルメトリン	農薬(殺虫剤)
ベンジルペニシリン	動物用医薬品(β ラクタム系抗生物質)
ハウ酸	指定外添加物
ホキシム	農薬(殺虫剤)
ボスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
ポリビニルアルコール	指定外添加物
ポリビニルピロリドン	指定外添加物
ポリビニルポリピロリドン	添加物(ろ過助剤)
マグネシウムアミノ酸キレート	指定外添加物
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マンガンアミノ酸キレート	指定外添加物
マンニトール	添加物(粘着防止剤)
メタ酒石酸	指定外添加物
メタバナジン酸ナトリウム	指定外添加物
メタノール	エチルアルコールに似た芳香を持つ無色の液体で、強い毒性を持つ
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メチルシアノコバラミン	指定外添加物
メトコナゾール	農薬(トリアゾール系の殺菌剤)
メラミン	メラミン樹脂の主原料となる化学物質

用語	説明
モノクロトホス	農薬(殺虫剤)
モリブデン	指定外添加物
モリブデンアミノ酸キレート	指定外添加物
モリブデン酸アンモニウム	指定外添加物
モリブデン酸ナトリウム	指定外添加物
ヨード塩	指定外添加物のヨウ素を添加した塩
ヨウ化カリウム	指定外添加物
ヨウ素化塩	指定外添加物
ヨウ素酸カリウム	指定外添加物
ラウリル硫酸ナトリウム	指定外添加物
ラサロシド	動物用医薬品
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
硫酸銅	添加物(強化剤)
硫酸亜鉛	添加物(強化剤)
硫酸カリウム	指定外添加物
硫酸マンガン	指定外添加物
硫酸ニッケル	指定外添加物
流動パラフィン	添加物(離型剤)
リン酸水素マグネシウム	指定外添加物
リン酸ナトリウムアルミニウム	指定外添加物
ロイコマラカイトグリーン	動物用医薬品 マラカイトグリーンの代謝物
2, 4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
AMOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラルタドンの代謝物
AOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラゾリドンの代謝物
A型肝炎ウイルス	A型肝炎ウイルスはピコルナウイルス科ヘパトウイルス属(Hepatovirus)に属し、ウイルスに汚染された水や氷、野菜や果物、魚介類を生で食べることによって感染。
BHA	添加物(酸化防止剤)
BHC	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BHT	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
D-α -コハク酸トコフェロール	指定外添加物
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
L-アルギニン塩酸塩	指定外添加物

用語	説明
L-システイン塩酸塩	添加物(酸化防止剤)
L-ノルバリン	指定外添加物
N-アセチル-L-グルタミン	指定外添加物
MCPA	農薬(フェノキシ系除草剤)
SRM	BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛体内の部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄、せき柱、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位))
TBHQ	指定外添加物
β -アポカロテナール	指定外添加物
γ -BHC(リンデン)	農薬(有機塩素系殺虫剤)